

- (2) 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画
 - ・平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(平成 22 年度～26 年度)を改定。
- (3) 子ども子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保方策について策定。
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画
 - ・「第二期三重県ひとり親家庭等自立支援促進計画」(平成 22 年度～26 年度)が最終年度となっていることから、現行計画の検証と実態把握に加え、「母子及び寡婦福祉法」の改正による父子家庭に対する支援の拡充や「子供の貧困対策に関する大綱」の策定等のひとり親家庭を取り巻く環境変化等を踏まえて改定。

3 計画期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とする。

計画のめざすべき社会像等

1 めざすべき社会像

計画のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とする。

- ・県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている。
 - () 例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。
- ・すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、(経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも)豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。

めざすべき社会像は、概ね 10 年程度を目途に達成をめざすこととしている。

2 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げる。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する
 - ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼する。
- (2) 家族形成は当事者の判断が最優先される
 - ・結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意する。
- (3) 人や企業、地域社会の意識を変える
 - ・妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることもないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持つ。
- (4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
 - ・家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう取り組む。
- (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える
 - ・子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支える。

3 計画目標

P D C A (計画・実行・評価・改善)のサイクルを回し、取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」するため、以下のような目標を設定。

- (1) 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を踏まえ、計画全体を網羅する目標を「総合目標(仮称)」として設定。
- (2) 「総合目標(仮称)」以外に、重点的な取組などの進行管理を行うための「重点目標(仮称)」などを設定。
- (3) 目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標を「モニタリング指標(仮称)」として整理。

ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けて、以下のとおり、ライフステージ毎に切れ目のない支援が必要です。

1 子ども・思春期

(現状と課題)

【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・核家族化の進行や地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。

【ライフプラン教育の推進】

- ・妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていない。
- ・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。

【自然とのふれあい・環境学習の促進】【男性の育児参画の促進】

- ・子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もある。

【子どもの貧困対策】【ひとり親家庭等自立促進計画】

- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と過去最悪となっている。
- ・三重県の母子世帯数(他の世帯員がいる世帯含む)は14,666世帯で総世帯数に占める割合は、2.1%となっている。父子世帯数(他の世帯員がいる世帯含む)は3,154世帯で総世帯数に占める割合は、0.4%となっている。この割合は全国と同様の値である。(平成22年国勢調査)
- ・三重県の母子世帯における就労収入の中央値は、100～150万円と、全国母子世帯調査結果の平均額と比較して、低い額となった。また、ひとり親世帯となったことを理由としての転職は、約63%と全国母子世帯調査と比較し、約20%多かった。(平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査)
- ・ひとり親家庭の子どもに対する悩みは、「教育・進学」に関するものが一番多く、母子世帯では、子どもの最終進学目標を「大学・大学院」とするものが全国母子世帯調査結果より、約10%多い。(平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査)
- ・ひとり親家庭での困ったときの相談相手として、「相談相手なし」の割合は、父子世帯で、約24%あった。(母子世帯は約6%)(平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査)

【児童虐待の防止】

- ・児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県も、平成 25 年度は 1,117 件と過去最多であった。また、平成 24 年に桑名市・四日市市で、母親からの虐待により乳児が死亡する痛ましい事例が発生しており、二度と同様の事例が発生しないようにするため、児童の一時保護等の法的対応・介入型支援の強化が必要である。

【社会的養護の推進】

- ・里親等委託率は、平成 26 年 3 月現在で 16.6%。里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親の新規開拓や里親支援の充実が必要。

【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・10 代の自殺率はほぼ横ばいで推移。スクールカウンセラー等の配置は公立中学では 100%になったものの、引き続き、いじめや問題等様々な課題に対応するための学校での相談体制の充実が必要。

(みなさんの声)

- ・出産できる年齢は限られているし、仕事もキャリアを積むごとに楽しくなってくるので、産むタイミングを逃してしまうことになりかねない。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)
- ・芸能人が 40 歳を超えて妊娠したケースがテレビやマスコミで取り上げられているが、それは当事者の血のにじむような努力と莫大な費用をかけた中でほんの一部のケースである。子どもがほしいなら、できるだけ若いうちに妊娠・出産した方がよいという妊娠や出産についての正しい知識を普及させる必要がある。(三重県少子化対策推進県民会議)

(めざすべき方向性)

【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組が各地で行われている。

【ライフプラン教育の推進】

- ・家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができています。
- ・子どものときに、多くの大人に触れて社会性や職業観が育っている。

【自然とのふれあい・環境学習の促進】【男性の育児参画の促進】

- ・野外保育やキャンプ等の自然体験を通じて、子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が積極的に関わっている。

【子どもの貧困対策】【ひとり親家庭等自立促進計画】

- ・ひとり親家庭などの就業を支援し、雇用環境を整え、子育て支援が充実し、子ども

もの育ちへの影響が解消しつつある。

【児童虐待の防止】

- ・地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られている。

【社会的養護の推進】

- ・里親委託や施設の小規模グループケア化が進み、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、虐待を受けた子ども等に対する支援体制が整い、子どもの自立支援や権利擁護の取組が充実している。

【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応が図られている。

(主な取組内容)

【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・企業や NPO、行政など様々な主体が、連携して子どもの育ちや子育て家庭を支援するための環境づくりの実施。

【ライフプラン教育の推進】

- ・小中学生や高校生、大学生等に対する家族観の醸成や妊娠出産や性に関する正しい知識の普及啓発の推進。

【自然とのふれあい・環境学習の促進】【男性の育児参画の促進】

- ・野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることのできる環境づくり。

【子どもの貧困対策】【ひとり親家庭等自立促進計画】

- ・ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てや生活環境ができるような環境づくりができるよう、6つの施策目標を定めて取り組む。

親への就業支援

職業紹介や就業相談等の充実、資格や技術取得等の支援。

子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実を図り、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施により子どもの居場所づくりを進めるとともに、日常生活支援事業の実施地域の拡大。

子どもへの学習支援

ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整え、子どもたちの将来の可能性を引き出すため、地域や団体等と連携する学習支援の推進。

経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の経済面からの支援。

相談機能の充実と各種支援制度の周知

相談機能を充実し、各種支援制度の情報提供を充実。
父子家庭に対する支援の拡充
父子家庭に対する生活面の支援等を充実。

【児童虐待の防止】

- ・ 児童相談所の体制強化、市町や関係機関との役割分担及び連携の推進。

【社会的養護の推進】

- ・ 新規里親の開拓及び里親・里子に対する支援の充実。
- ・ 家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置を促進。

【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・ 不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図る。

2 若者 / 結婚

(現状と課題)

【若者の雇用対策】【出逢いの支援】

- ・結婚していない理由は、「出会いがない(47.2%)」、「理想の相手に出会えていない(40.5%)」、「収入が少ない(30.4%)」が上位を占めている。(第3回みえ県民意識調査)
- ・平成25年度の厚生労働白書によると、非正規で働く30～34歳男性の既婚率は28.5%で、正社員の59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない。
- ・結婚を望む方を後押しするためにも、若年者層の就労支援など経済的な基盤を確保するための支援が求められていると考えられる。(みえ県民意識調査分析レポート(平成26年度))
- ・特に男性の参加者は身だしなみやコミュニケーションに対する認識が低いため、市町やNPOなどの出逢いを支援している団体の中には、実施前のセミナーの必要性を痛感し、主催団体において事前講習を実施しているところもある。
- ・市町における出逢い支援事業について、「県に最も期待する支援内容」としては、「情報発信」に続いて「財政支援」が多い。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとしている企業があるが、なかなか取組を推進できない。

【ニート・ひきこもり対策】

- ・ニート・ひきこもりなど困難を有する若者に対して、問題や原因を早期に発見し、支援していくための幅広いネットワークの構築が必要。

(みなさんの声)

- ・結婚しない理由は出会いがないことと並んで経済的な要因が多いことから、結婚支援は雇用対策が出逢い支援とともに重要。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)
- ・地域や職場などの「おせっかい」は、大きなお世話となるかも知れないが、出逢いには大切ではないか。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)
- ・地元の市町が主催する事業には、周囲の目が気になって参加しづらい、という声もある。
- ・地元で良質な雇用がなく若者が流出することも、少子化の要因である。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)

(めざすべき方向性)

【若者の雇用対策】

- ・安定した就労を求める方への支援が進み、若者の経済基盤が安定している。

【出逢いの支援】

- ・結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力研修の実施などの支援体制が整っている。

【ニート・ひきこもり対策】

- ・自立に向けて相談や支援等を行う関係機関の連携体制が整っている。

(主な取組内容)

【若者の雇用対策】

- ・若年者の就労や非正規雇用から正規雇用への転換などを支援。

【出逢いの支援】

- ・結婚を望む人へに出逢いの場の情報提供や市町などの自主的・主体的な活動の喚起と支援。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとする企業への支援。

【ニート・ひきこもり対策】

- ・自立に向けて相談や支援等を行っている機関の連携強化。

3 妊娠・出産

(現状と課題)

【産前・産後ケアの充実】

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘がある。
- ・妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、利用者がワンストップで対応できる仕組みづくりが重要。

【不妊相談・治療】

- ・特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は大きな経済負担を強いられることが多い。
- ・不育症は、検査や治療方針が確立されていないことから、研究段階の検査や治療を受けるには保険が適用されず高額な医療費がかかることが多い。
- ・不妊・不育症ともに、相談や医療費助成等のサポート体制が整っていないことが不安となり、子どもを持つことを望む方が妊娠をあきらめてしまうこともある。

【周産期医療体制の充実】

- ・周産期医療の進歩、充実により新生児の死亡率は低下してきているが、出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えていくためにNICU（新生児集中治療室）等の施設や医療体制を充実する必要がある。

(みなさんの声)

- ・3人産もう、4人産もうと思ってもらえるよう、出産後のケアについても支援が必要。(三重県少子化対策推進県民会議)
- ・出産前の母子手帳の交付を受ける際に、出産後の「赤ちゃん訪問」などの自治体の制度や支援策について説明されるが、こうした出産後の話は耳に入らないことが多く、しっかり伝えていくことが必要。(三重県少子化対策推進県民会議)

(めざすべき方向性)

【産前・産後ケアの充実】

- ・出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が、切れ目なく受けられるようになっている。

【不妊相談・治療】

- ・不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談や治療が受けられるようになっている。

【周産期医療体制の充実】

- ・安心して産み育てられるように、妊産婦・新生児の医療提供体制の充実が図られている。

(主な取組内容)

【産前・産後ケアの充実】

- ・三重県版ネウボラとして、各市町の実情に応じて産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスをワンストップで提供する仕組みづくりを推進。

【不妊相談・治療】

- ・不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報の提供。
- ・男性の不妊治療等を含む不妊治療に対する助成の実施。

【周産期医療体制の充実】

- ・周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援。
- ・重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用。

4 子育て

(現状と課題)

【男性の育児参画の促進】

- ・第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する(女性の育児負担を減少させるとともに、心理的な孤立感をなくすることができる)ともいわれている。
- ・父親の育児参画についての考え方は、年齢層が低くなるほど、「積極型」(父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき)の割合が高い。(第3回みえ県民意識調査)
- ・末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働いており、帰宅時間が20時以降の割合が4割程度になっている。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))

【家族を支える取組支援】

- ・核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある一方で、20~40歳代の有配偶者では親の住まいが近くにあるほど、実際の子どもの数も理想の子どもの数も多くなる傾向にある。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))
- ・祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果もある。子育てをする女性が不安や負担感を感じている可能性がうかがえる。

【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】

- ・女性(20~64歳)の年齢別就業状況を見ると、30歳代を底とするいわゆるM字型となっており、その働き方は、「パート・アルバイト・派遣社員など」が50.9%と最も多く、「正規職員」は29.9%に留まっている。仕事と子育てが両立しやすい環境にあるならば、「子どもができてみずっと働き続ける方が良い」という意見を持つ人の割合が、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」という意見を持つ人を上回っている。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))
- ・女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支援していく必要があるが、保育所、保育士の不足等により県内においては待機児童が発生しており、その支援が困難な場合がある。
- ・事業者においては、少子化や子育て家庭のニーズの多様化等に対応し、認定こども園への移行、地域子ども・子育て支援事業の提供が求められている。
- ・共働き家庭においては、子どもが小学生になると保育所に代わる預け先を確保する必要があるが、預け先を確保できず就労が継続できない場合や預け先が確保できても保育所のように延長保育がないため、働き方を見直さざるを得ない場合(いわゆる「小1の壁」)がある。

- ・教育・保育現場、放課後児童クラブ等においては、児童虐待、障がい児、外国籍児童、養育困難家庭等の子どもと保護者への支援が必要であり、その従事者にはさらなる専門性の向上が求められている。
- ・平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に進める必要がある。

【小児医療の充実】

- ・「みえ子ども医療ダイヤル」の相談件数が増加しており、深夜帯の相談件数は全体の 20%程度ある。

【在宅での療育・療養支援】

- ・医療的ケアが必要な小児が家庭の中で社会と関わりながら育っていけるよう、また、家族が地域で安心して子育てができるよう在宅で療育・療養できる体制を構築する必要がある。

【子どもの貧困対策】【ひとり親家庭等自立促進計画】

（「子ども・思春期」に記載）

【児童虐待の防止】

（「子ども・思春期」に記載）

【社会的養護の推進】

（「子ども・思春期」に記載）

【障がい児施策の充実】

- ・少子化が進展する一方、保育所や幼稚園等において、発達支援に対するニーズが高まっており、子どもや保護者に対する相談・専門的な支援などきめ細かな環境整備が求められている。とりわけ、身近な地域で早期に専門的な対応を行い、一貫した支援が行える人材が求められている。

（みなさんの声）

- ・父親が育児に参画することが当たり前になるよう機運の醸成が必要であり、ネットワークづくりや子どもと親以外の大人との関係(ナナメの関係)づくりなども重要。
（三重県少子化対策推進県民会議）
- ・制度は充実してきた一方で、核家族化が進み、パパの帰りが遅いため、ママが一人で悩みを抱えこんでしまうという、現代ママ特有の問題もある。（三重県少子化対策推進県民会議）
- ・20 歳代、30 歳代の若い世代が子どもをたくさん産んで育てようという気持ちにならないのは教育費など経済的な事情が大きい。（三重県少子化対策推進県民会議）
- ・復職前からの慣らし保育の実現をして欲しい。

(めざすべき方向性)

【男性の育児参画の促進】

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっている。

【家族を支える取組支援】

- ・行政を含む地域社会がそれぞれの「家族」を支える適切な取組が行われ、県民が「家族の一員」として安心して暮らしている。

【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】

- ・子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、認定こども園、保育所等が整備され、保育士の確保も図られている。
- ・全ての子どもの健やかな育ちを支援していくことができるよう、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の提供が図られている。
- ・子どもが小学生になっても、子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、放課後児童クラブの整備、拡充が図られている。
- ・支援が必要な子どもと保護者へ適切な支援を行うことができるよう、教育・保育現場、放課後児童クラブの従事者等の専門性の向上が図られている。

【小児医療の充実】

- ・小児医療について、深夜帯でも気軽に相談できる体制が整っている。

【在宅での療育・療養支援】

- ・医療的ケアが必要な子どもが家族の一員として地域で生活ができるよう医療・福祉等の体制整備が進むとともに関係職種の人材育成が行われている。

【障がい児施策の充実】

- ・発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築されることにより、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されている。

(主な取組内容)

【男性の育児参画の促進】

- ・男性の育児参画に関する取組を積極的に行っている方等の情報交換の機会の提供や県民への情報発信の促進。
- ・企業等の男性の育児参画についての関心を高めるための取組。

【家族を支える取組支援】

- ・地域における祖父母世代の子育て支援の促進支援。

【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】

- ・子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、次のことに取り組む。
- ・市町等が実施する認定こども園、保育所等の整備、保育士確保、放課後児童クラブの整備、拡充を支援。
- ・市町等が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援。
- ・教育・保育現場、放課後児童クラブ等の従事者の資質向上に向けて市町、幼稚園・保育関係団体等と連携した取組を推進。

【小児医療の充実】

- ・「みえ子ども医療ダイヤル」の深夜帯の相談体制を維持。

【在宅での療育・療養支援】

- ・在宅での療育・療養を行うために必要となる小児在宅医療等の体制整備や人材育成。

【障がい児施策の充実】

- ・市町における発達総合支援室の設置又は機能の整備と、専門性の高い人材の育成のための市町職員等の研修受入や巡回指導等における技術的支援、及び発達障がい児等に対する早期支援ツールの保育所等への導入促進。

5 働き方

(現状と課題)

【マタハラ・パタハラのない職場づくり】

- ・働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している。マタニティ・ハラスメントが起こる理由の1位は、「男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足(66.1%)」、2位に「フォローする周囲の社員への会社からの制度整備などのケア不足(39.3%)」などとなっている。(連合非正規労働センター「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」2014年6月)
- ・労働者からの「婚姻、妊娠・出産などを理由とした解雇などの不利益な扱いを受けた」等のマタニティ・ハラスメントに関する労働局への相談は、改正雇用均等法が施行された平成19年度の2,722件から増加傾向にあり、平成25年度も3,371件ある。(厚生労働省「都道府県労働局雇用均等室での法施行状況」)

【子育て期女性の就労支援】

- ・県の25~44歳の育児をしている女性の有業率は58.3%で、全国平均(52.4%)より高い。(平成24年就業構造基本調査)
- ・県の女性の雇用者(役員を除く)に占める非正規就業者の割合は60.8%で、全国平均(57.5%)より高く、全国では4番目の高さとなっている。(同上)
- ・県の20~50歳代の専業主婦に相当する有配偶の女性では92.4%の方が就労を希望しているとの調査結果もある。(第3回みえ県民意識調査分析レポート)
- ・企業内において、仕事と子育てを両立して輝いている女性ロールモデルが、まだまだ少ない。

【男性の育児参画の推進】

- ・企業においてもワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組等を進めているが、男性の育児休業の取得はあまり進んでおらず、また、長時間労働についても改善が進んでいない現状がある。

(みなさんの声)

- ・上司の意識改革が育休を取りやすい雰囲気づくりに繋がると思う。(三重県少子化対策推進県民会議)
- ・企業では制度は整ってきているが、経営者の意識や企業の「風土」が変わってこないといけない。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)

(めざすべき方向性)

【マタハラ・パタハラのない職場づくり】【子育て期女性の就労支援】

- ・職場の管理職は皆、「育ボス」であり、子育てに優しい企業となっている。
- ・仕事と家庭の両立に関する職場の理解や環境整備、女性の意識変化が進み、結婚や出産後も働き続ける女性が増えているとともに、一度職場を離れた場合でも再就職への支援体制が整っている。

【男性の育児参画の推進】

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっている。

(主な取組内容)

【マタハラ・パタハラのない職場づくり】

- ・企業によるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりの支援。

【子育て期女性の就労支援】

- ・子育てと仕事の両立を望む女性の就労の希望が叶うよう、企業における子育て支援の推進に関する取組支援。
- ・再就職した女性に対する、非正規雇用から正規雇用への移行等キャリア形成の支援。
- ・出産や育児を機に一旦退職し、再就職を希望する女性への支援。

【男性の育児参画の推進】

- ・企業等の男性の育児参画についての関心を高めるための取組。

6 県民の意識の高まり、環境の整備等

(現状と課題)

【県民の意識の高まり】

- ・地方においては、教育・保育サービスの拡充など子育て支援策は着実に進んでいるが、他方でライフプラン教育の実施、未婚化・晩婚化対策や妊娠・出産に向けた環境整備、働き方の見直しなどの分野は、行政(県・市町)でも取り組まれているが、依然として手薄な感が否めない。
- ・少子化対策に資する取組を行っている地域の活動団体等があるが、団体の活動内容等が把握できておらず、また、それぞれの取組は団体等の中で情報共有や、連携が不十分である。
- ・県民は少子化対策の必要性について理解はしているが、諸外国の状況と比較すると、男性の育児参画などで取組が遅れているのが現状である。

【安全・安心のまちづくり等環境整備】

- ・安心して出産・子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整えることが求められる。

【薬物乱用防止】

- ・平成24年度に外部機関と連携した薬物乱用防止を実施している中学校は79.8%、高校は100%。近年、危険ドラッグ等の問題が話題になる中、児童生徒への啓発、指導の継続が必要。

【有害環境対策】

- ・インターネット上でのいじめ等のトラブルが発生しており、情報モラルの低下や基本的な生活習慣への影響が懸念される状況にある。
- ・スマートフォン等の利用依存にならない対策が必要である。

(みなさんの声)

- ・子育ては楽しい、子育ての苦労は将来の幸せにつながるという思いを大事にしながら、地域社会全体の子育て支援を一緒に考えていきたい。(三重県少子化対策推進県民会議)
- ・結婚したい人が幸せな結婚ができて、子どもを持ちたい人がいい環境で安心して産んで育てられるような素晴らしい三重県になるよう、メッセージを発信していただきたい。(三重県少子化対策推進県民会議)
- ・日本では2年間で三重県の人口相当数がなくなってしまうようなペースで人口減少が進んでおり、少子化の問題は非常に差し迫った問題であると認識することが大事。(三重県少子化対策推進県民会議)
- ・毎日のように学校から不審者情報などを知らせるメールが届くといった母親の声を聴くことから、子どもを安心して育てられる環境の整備も重要。(三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会)

(めざすべき方向性)

【県民の意識の高まり】

- ・多様な主体が少子化に対する危機感や少子化対策の必要性を共有し、関係機関等が取組を継続、強化している。

【安全・安心のまちづくり等環境整備】

- ・安心して出産・子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境が整っている。

【薬物乱用防止】

- ・危険ドラッグ等の蔓延を食い止めるための対策が進んでいる。

【有害環境対策】

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用している。
- ・スマートフォン等の利用依存にならないような対策が講じられている。

(主な取組内容)

【県民の意識の高まり】

- ・多様な主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」における意見交換や情報の発信の促進。

【安全・安心のまちづくり等環境整備】

- ・犯罪や事故を発生させない環境づくりの推進。

【薬物乱用防止】

- ・危険ドラッグ等の蔓延を食い止めるための対策を進める。

【有害環境対策】

- ・家庭や学校からのネット被害の相談に対して、問題の早期解決を図るため、関係機関と連携した取組の実施。

重点的な取組（案）

解決を図るべき課題のうち、必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で効果が期待できる取組を、特に「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていく。

重点的な取組1 ライフプラン教育の推進

（現状と課題）

- ・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。
- ・妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていない。

（めざすべき方向性）

- ・家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができていく。

（主な取組内容）

- ・小中学生が乳児への愛着や家族観の醸成を育めるようにするための各市町や教育委員会等と連携した取組。
- ・中学生、高校生、大学生等を対象に、妊娠出産や性に関する正しい知識の普及啓発。
- ・女子学生を対象としたキャリア教育等を通じた、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと仕事を両立しながら継続就労するライフプラン・キャリアデザインの形成に関する支援。

（計画の目標）

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 2 若者雇用の推進

(現状と課題)

- ・平成 25 年度の厚生労働白書によると、非正規で働く 30～34 歳男性の既婚率は 28.5%で、正社員の 59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収 300 万円以下では既婚率が 10%に満たない。
- ・また、結婚相手に望む条件については、女性では「経済力」を重視する割合が高く、男性においても結婚相手の「経済力」を考慮する割合が増加している。
- ・第 3 回みえ県民意識調査結果では、20 歳代から 40 歳代の未婚の方の「いずれ結婚するつもり」と答えた方は、男女とも世帯年収が増えるほどその割合が高くなっているなど、経済基盤と結婚の関係が浮き彫りになっている。
- ・そのため、若年者が結婚に向けて安定した経済基盤を確立できるようにするため、就職や就労のミスマッチ解消に向けた支援が必要。

(めざすべき方向性)

- ・安定した就労を求める方への支援が進み、若者の経済基盤が安定し、経済面で結婚を躊躇することがなくなっている。

(主な取組内容)

- ・若年者の就労や非正規雇用から正規雇用への転換などを支援。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組3 出逢いの支援

(現状と課題)

- ・結婚していない理由は、「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めており、結婚を望む人にさまざまな出逢いの場を提供していく必要がある。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとしている企業があるが、なかなか取組が推進できない。

(めざすべき方向性)

- ・結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力などの支援体制が整っている。

(主な取組内容)

- ・結婚を望む人への出逢いの場の情報提供。
- ・市町や地域の活動団体などの自主的・主体的な活動の喚起と支援。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとする企業の支援。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 4 子育て期女性の就労に関する支援

(現状と課題)

- ・女性の有業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。
- ・県では20～30歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しており、子育て期の就労ニーズは高い。(第2回みえ県民意識調査)
- ・専業主婦希望が多かった女子学生にライフプラン教育を行ったところ、就労継続希望が増えたという事例もあり、女性自身の意識もM字カーブに影響していることが想定される。

(めざすべき方向性)

- ・仕事と家庭の両立に関する職場の理解や環境整備、女性の意識変化が進み、結婚や出産後も働き続ける女性が増えているとともに、一度職場を離れた場合でも再就職への支援体制が整っている。

(主な取組内容)

- ・再就職した女性に対する、非正規雇用から正規雇用への移行等キャリア形成の支援。
- ・出産や育児を機に一旦退職し、再就職を希望する女性への支援。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 5 企業による子育ての両立に向けた取組の支援

(現状と課題)

- ・女性が働き続けることができる環境づくりや出産等で離職した女性の再就職への支援、女性自身の意識変化を促す等多様な観点から事業を展開する必要がある。
- ・働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している。マタニティ・ハラスメントが起こる理由の1位は、「男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足(66.1%)」、2位に「フォローする周囲の社員への会社からの制度整備などのケア不足(39.3%)」などとなっている。(連合非正規労働センター「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」2014年6月)
- ・企業内において、仕事と子育てを両立して輝いている女性ロールモデルが、まだまだ少ない。

(めざすべき方向性)

- ・職場の管理職は皆、「育ボス」であり、子育てに優しい企業となっている。
- ・働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない子どもを安心して産み育てることのできる職場環境づくりが進んでいる。

(主な取組内容)

- ・子育てと仕事の両立を望む女性の就労の希望が叶うよう、企業における子育て支援等働き続けることができる職場環境づくりの推進に関する取組支援。
- ・企業によるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりの支援。
- ・男性の長時間労働の削減や男性が育児休暇を取りやすい風土づくり。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 6 男性の育児参画の推進

(現状と課題)

- ・夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査や、第3子になると、夫が育児参画していないと女性の出生意欲は低下するという調査結果がある。
- ・子どもの社会を生き抜く力を育む親の積極的な関わりが求められている。

(めざすべき方向性)

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっている。
- ・子どものときに、多くの大人に触れて社会性や職業観が育っている。

(主な取組内容)

- ・男性の育児参画に関する取組を積極的に行っている方等の情報交換の機会の提供や県民への情報発信の促進。
- ・企業等の男性の育児参画についての関心を高めるための取組。
- ・野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることのできる環境づくり。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 7 家族を支える取組支援

(現状と課題)

- ・核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある一方で、祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果も現れている。
- ・出産を契機として夫婦間が悪化する「産後クライシス」といった問題も含め、妊娠・出産・子育て期の各夫婦に適切な情報を与える相談体制づくりも必要。

(めざすべき方向性)

- ・行政を含む地域社会がそれぞれの「家族」を支える適切な取組が行われ、県民が「家族の一員」として安心して暮らしている。

(主な取組内容)

- ・地域における祖父母世代の子育て支援の促進支援。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 8 産前・産後ケアの充実

(現状と課題)

- ・妊産婦の孤立化が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。
- ・児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘もある。
- ・妊娠した際にはまず産婦人科に行き、出産後の母子検診や乳児健診、幼児健診や予防接種は、医療機関や保健センター等受ける場所が地方自治体により異なっている。また、育児の相談についても保健センターや子育て支援センターなどで行われており、行政的にも保健と福祉と管轄部署が異なっており、これらが連携した切れ目のない支援が受けられる体制整備が必要。

(めざすべき方向性)

- ・出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が、切れ目なく受けられるようになっている。

(主な取組内容)

- ・三重県版ネウボラとして、各市町の実情に応じて産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスをワンストップで提供する仕組みづくりを推進。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 9 不妊で悩む家族への支援

(現状と課題)

- ・夫婦の6組に1組は不妊の検査や治療を受けたことがある状況の中、不妊で悩む家族に対して、相談体制の充実、不妊治療に対する経済的支援など、きめ細かなケアを行う必要がある。

(めざすべき方向性)

- ・不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療や相談が受けられるようになっている。

(主な取組内容)

- ・不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報の提供。
- ・男性の不妊治療等を含む不妊治療に対する助成の実施。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 10 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

(現状と課題)

- ・出産の高齢化等によるハイリスク分娩に対応可能な周産期母子医療センターの機能がより充実するよう整備が必要。
- ・医療の高度化により救われる命が増えている中で NICU 等に長期入院を要する児の在宅移行への支援や、在宅での療育・療養支援が必要。

(めざすべき方向性)

- ・安心して産み育てられるように、妊産婦・新生児の医療提供体制の充実が図られている。
- ・医療的ケアが必要な児が家族の一員として地域で生活ができるよう療育・療養の支援体制の整備が進むとともに関係職種の人材育成が行われている。

(主な取組内容)

- ・周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援。
- ・重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用。
- ・NICU等への長期入院児の在宅移行への支援、小児在宅医療を行うために必要となる体制整備や人材育成。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 1 1 子どもの貧困対策

(現状と課題)

- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 2012 年時点で 16.3%と過去最悪となっている。

(めざすべき方向性)

- ・ひとり親家庭などの就業を支援し、雇用環境を整え、子育て支援が充実し、子どもの育ちへの影響が解消しつつある。

(主な取組内容)

- ・ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てや生活環境ができるような環境づくりができるよう、6つの施策目標を定めて取り組む。

親への就業支援

職業紹介や就業相談等の充実、資格や技術取得等の支援。

子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実を図り、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施により子どもの居場所づくりを進めるとともに、日常生活支援事業の実施地域の拡大。

子どもへの学習支援

ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整え、子どもたちの将来の可能性を引き出すため、地域や団体等と連携する学習支援の推進。

経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の経済面からの支援。

相談機能の充実と各種支援制度の周知

相談機能を充実し、各種支援制度の情報提供を充実。

父子家庭に対する支援の拡充

父子家庭に対する生活面の支援等を充実。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 1 2 児童虐待の防止

(現状と課題)

- ・平成 25 年度に開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要。
- ・市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議を実施し、規模、体制など市町の実情に応じた支援が求められている。

(めざすべき方向性)

- ・地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られている。

(主な取組内容)

- ・アセスメントツールを活用した的確な対応がすべての児童相談所で定着するよう、取組精度の向上をはかる。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 1 3 社会的養護の推進

(現状と課題)

- ・虐待を受け、「大切にされる体験」を奪われて安心感や自信を獲得できていない子どもなど、社会的養護が必要な子どもが増えており、家庭的な環境の中で特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が必要となっている。

(めざすべき方向性)

- ・里親委託や施設の小規模グループケア化が進み、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、虐待を受けた子ども等に対する支援体制が整い、子どもの自立支援や権利擁護の取組が充実している。

(主な取組内容)

- ・家庭的な生活環境の中で、より多くの児童が養育されるようにするため、新規里親の開拓及び里親・里子に対する支援の充実。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

重点的な取組 1 4 発達支援が必要な子どもへの対応

(現状と課題)

- ・発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり(文部科学省調査) また、社会における発達障がいに対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっている。
- ・発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要。

(めざすべき方向性)

- ・発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築されることにより、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されている。

(主な取組内容)

- ・市町における発達総合支援室の設置又は機能の整備の促進と、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成のための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援、及び発達障がい児等に対する早期支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進。

(計画の目標)

取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

計画を推進するために

関係機関等と連携した取組を推進する体制や庁内における検討体制（三重県少子化対策総合推進本部）等について記載する予定です。

計画の進行管理の考え方等について記載する予定です。